

でんき契約約款

2023年6月1日実施

au エネルギー & ライフ株式会社

目次

I 総則.....	1
1 適用.....	1
2 約款の変更.....	1
3 定義.....	1
4 単位および端数処理.....	3
5 実施細目.....	3
II 契約の申込み.....	4
6 需給契約の申込み.....	4
7 需給契約の成立および契約期間.....	4
8 需要場所.....	5
9 需給契約の単位.....	5
10 供給の開始.....	5
11 承諾の限界および遵守事項.....	5
III 契約種別および料金.....	7
12 契約種別および料金.....	7
IV 料金の算定および支払い.....	8
13 料金の適用開始の時期.....	8
14 検針.....	8
15 料金の算定期間.....	8
16 使用電力量の計量.....	8
17 料金の算定.....	8
18 日割計算.....	8
19 料金等の支払方法.....	9

V 使用および供給	10
20 適正契約の保持.....	10
21 力率の保持.....	10
22 需要場所への立入りによる業務の実施	10
23 違約金	10
24 供給の停止または使用の制限もしくは中止	11
25 損害賠償および債務の履行の免責	11
26 設備の賠償.....	11
VI 契約の変更および終了	12
27 需給契約の変更.....	12
28 名義の変更.....	12
29 需給契約の廃止.....	12
30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算.....	13
31 解約等	13
32 需給契約消滅後の債権債務関係	14
VII 供給方法および工事	15
33 供給設備等の施設	15
VIII 工事費の負担.....	16
34 工事費負担金	16
35 工事費負担金の申受けおよび精算.....	16
36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け.....	16
IX 契約者等に係る情報の利用	17
37 契約者等に係る情報の利用.....	17
附 則	18
1 本約款の実施期日	18
別 表	19

1 使用電力量の協定	19
2 提供エリア	20

I 総 則

1 適用

(1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（以下「本約款」といいます。）によります。

(2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県の一部、愛媛県の一部、沖縄県、離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）

2 約款の変更

(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）を説明いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の概要を説明し、変更された税率にもとづき、本約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

(3) (1)または(2)に基づく説明の際（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、当社は、本約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、当社は、(1)または(2)に基づき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、本約款の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下、同じです。）ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせを省略いたします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みません。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (5) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (6) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (7) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (8) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (10) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日

までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第 18 条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

(15) 離島供給約款

電気事業法第 21 条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。本項に基づき需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、当社は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、技術上、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めるときを除きます。

10 供給の開始

- (1) 当該一般送配電事業者等所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 承諾の限界および遵守事項

- (1) 当社は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（当社またはKDDIの他のサービスの料金、および、既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
- (2) お客さまは、本約款に基づき供給される電気を使用されるにあたり、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。
 - ロ 他人になりすまして当社またはKDDIが提供する各種サービスを利用する行為。
 - ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うこと。

二 当社または KDDI が本約款に基づく電気の供給にあたり提携する事業者のサービスの運営を妨げる行為。

Ⅲ 契約種別および料金

12 契約種別および料金

契約種別および料金は、当社が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

IV 料金の算定および支払い

13 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

14 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

15 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦日の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

16 使用電力量の計量

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表1（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

17 料金の算定

- (1) 料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

18 日割計算

- (1) 当社は、17（料金の算定）の場合は、次により料金を算定いたします。
イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金表に定める日割計算の基本算式に基づき日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、料金表に定める日割計算の基本算式に基づき算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、料金表に定める日割計算の基本算式に基づき算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) (1)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

19 料金等の支払方法

料金等の支払方法は、料金表によります。

V 使用および供給

20 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

21 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

22 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 託送約款等に定めるところにより必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 29（需給契約の廃止）(1)または 31（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

23 違約金

- (1) お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合

ハ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合

- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

24 供給の停止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、当社は、料金の減額は行いません。

25 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、もしくは電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 31（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

26 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

27 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) (1) の場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみいたします。また、当社は、当該説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、当社は、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものいたします。

28 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

29 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、31（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に需給契約は消滅するものといたします。

30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

31 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - イ お客さまが、料金表で定める期日までに料金その他の債務を支払われない場合
 - ロ お客さまが本約款で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または当社または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の当社または KDDI に対する債務を当社または KDDI の定める期日までに支払われない場合
 - ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当し、またはそのおそれがあることが明らかになったとき。
- (2) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、当社はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (4) お客さまが、29（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

32 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

33 供給設備等の施設

- (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引入口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けることがあります。
- (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (3) お客さまの希望によって引込線の位置変更工事や，計量器および計量に必要な付属装置等の取付位置を変更する場合，託送約款等に基づき実費相当額をお客さまから申し受けることがあります。

VIII 工事費の負担

34 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとみなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

35 工事費負担金の申受けおよび精算

34（工事費負担金）により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送約款等に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

IX 契約者等に係る情報の利用

37 契約者等に係る情報の利用

本約款による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「au エネルギー & ライフ プライバシーポリシー(<http://kddi-l.jp/X96>)」が適用されます。

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2023年6月1日から実施いたします。

別 表

1 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けした計量器の計量による場合

参考のために取り付けした計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

2 提供エリア

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県, 秋田県, 山形県, 岩手県, 宮城県, 福島県, 新潟県
東京電力エリア	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 静岡県 (富士川以東)
中部電力エリア	愛知県, 岐阜県 (一部を除く), 三重県 (一部を除く), 静岡県 (富士川以西), 長野県
北陸電力エリア	富山県, 石川県, 福井県 (一部を除く), 岐阜県の一部
四国電力エリア	徳島県, 高知県, 香川県 (一部を除く), 愛媛県 (一部を除く)
九州電力エリア	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県